

(意見書案第 23 号)

寡婦（夫）控除をすべてのひとり親家庭に適用することを求める意見書

配偶者の離婚や死別、行方不明などで、現在、子どもを養育しているひとり親に対し、一定の所得控除が受けられる国の税制優遇制度である寡婦（夫）控除は、婚姻歴のないひとり親家庭には適用されていない。

同じひとり親家庭でも寡婦（夫）控除の適用の有無によって、所得税、住民税の額に大きな差が生じ、その結果、保育料や公営住宅の家賃など、さまざまところに影響が出ている。

現在、同じ未婚で子どもを養育しているひとり親の中で、過去に戸籍上、法的に結婚したかどうか、婚姻歴があるか否かで、寡婦（夫）控除が適用されるかどうかが決まることは、平等を欠くものと言わざるを得ない。

よって、国においては、婚姻歴のないひとり親家庭に対し、寡婦（夫）控除を適用するよう法律改正の早期実現を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月13日

釧路市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
総務大臣  
厚生労働大臣

} 宛